第七十六条の六第一項	災害が発生した場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条の七	災害応急対策	緊急事態応急対策

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「（昭和三十一年法律第七号）」の下に「及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を加え、「同法」を「道路整備特別措置法」に改める。

第二十六条第一項中「道路整備特別措置法」の下に「又は災害対策基本法」を加える。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第百五十五条第二項中「及び第七十六条の二から第七十六条の四まで」を「、第七十六条の二、第七十六条の三及び第七十六条の五」に、「第七十六条の四中」を「第七十六条の五中」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康診断、就業制限及び入院（第十七条」を「就業制限その他の措置（第十六条の三」に、「第二十七条」を「第二十六条の三」に改める。

第六条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第三項第四号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に改め、同項第五号中「がＨ五Ｎ一」を「が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるもの」に、「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」を「特定鳥インフルエンザ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）

第六条第五項第七号中「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」を「特定鳥インフルエンザ」に改め、同条第二十一項第三号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に改め、同条第二十二項第二号中「及びリファンピシン」を「、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるもの」に改め、同条第二十三項第一号中「Ｈ二Ｎ二、Ｈ五Ｎ一若しくはＨ七Ｎ七」を「政令で定めるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

24　厚生労働大臣は、第三項第六号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第十二条第一項第一号中「、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者」を「又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者」に改める。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

第十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（感染症の発生の状況及び動向の把握）」を付し、同条第一項中「（以下この条において「指定届出機関」という。）」を削り、同条第二項中「指定届出機関の管理者」を「前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者」に改め、同条第四項及び第五項中「その」を「第一項の規定による」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

2　前項の規定による指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下この条において「指定提出機関」という。）の管理者は、当該指定提出機関（病院又は診療所に限る。）の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定提出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。

3　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

4　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

6　指定提出機関は、三十日以上の予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。

7　都道府県知事は、指定提出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定提出機関が同項の規定による提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第十五条第一項中「疑似症患者及び」を「疑似症患者若しくは」に改め、同条第二項中「及び」を「若しくは」に改め、同条第八項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第一項の規定」の下に「による質問又は必要な調査」を、「厚生労働大臣に」の下に「対し、」を加え、「行っている」を「行う」に改め、「機関」の下に「（以下「感染症試験研究等機関」という。）」を加え、「その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため」を「その他の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体の一部の提出を求めることができる。